

報道資料

令和4年11月22日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第271号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第414号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県議会議長に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和4年11月22日
- ◎ 実施機関：議会事務局 議事課
- ◎ 対象行政文書：貴議会は、令和2年3月9日奈良県知事荒井正吾から提出された議第116号（損害賠償額の決定について）について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を決定する議決をされています。同法同条同号には「法律上その義務に属する損害賠償」と規定されていることから、貴議会在当該法律名を確認した行政文書（議決の根拠となる具体的な法律）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

行政文書の不存在について

審査請求人は、「貴議会は、令和2年3月9日奈良県知事荒井正吾から提出された議第116号（損害賠償額の決定について）について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を決定する議決をされており、同法同条同号には「法律上その義務に属する損害賠償」と規定されていることから、実施機関が当該法律名を確認した行政文書（議決の根拠となる具体的な法律）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を保有していないと主張しているもので、以下検討する。

審査請求人が開示を求めているものは、本件議決にあたり、損害賠償責任の根拠となる具体的な法律名を実施機関が確認した行政文書であると解される。

実施機関によると、通常、議会に議案が提出されると所管委員会への付託及び審査を経て本会議での議決に至ることとなるが、この過程において、本議会や委員会での質疑により調査するのが一般的とされているとのことである。また、各々の議員が必要に応じて自ら資料を調査することもあるとのことである。

そこで、当審査会が令和2年2月（第340回）定例会及び総務警察委員会の議事録（以下「本件議事録」という。）を見分したところ、本件議案は、簡易表決により他の案件と一括して議決されており、本件議案について個別の説明及び資料配付がされた事実は確認することはできなかった。このことから、議員及び議会事務局が本件議案に関する資料を取得していないとする実施機関の説明に特段不自然な点はないものと考えられる。

また、実施機関は、仮に議案の審査及び賛否の判断に必要な情報の取得など議員個人が行っていたとしても、議会が行政文書として入手したことはないとは主張している。

議員個人が議案の調査のために取得した文書は、それが組織的に用いられるに至った段階で、行政文書となると解される。本件議事録によると、本会議及び委員会で、議員が本件議案について資料を用いて説明した形跡はなく、実施機関が組織的に用いた資料である行政文書を作成または取得していないとする実施機関の説明に特段不自然な点はないものと考えられる。

また、実施機関において該当する文書を探索したが発見できなかったとのことである。

これらのことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- ① 開示請求 令和 3年 9月12日
- ② 決定 令和 3年 9月24日付けで不開示決定
- ③ 審査請求 令和 3年 9月30日

④ 諮
⑤ 経

問
過

令和 3年 10月 29日		
令和 4年 5月 27日	第259回審査会	審議
令和 4年 7月 6日	第260回審査会	審議
令和 4年 8月 25日	第261回審査会	審議
令和 4年 9月 22日	第262回審査会	審議